

## 建設工事、建設工事関連業務のＩＣカード統一化について

建設工事、建設工事関連業務の両方に認定されている場合、これまでＩＣカードをそれぞれ（計２枚）ご用意いただいていたましたが、平成３１年度から、１枚のＩＣカードで兼用できることとします（市内業者のみ）。

### 対象

		建設工事関連業務登録あり	建設工事関連業務登録なし
市内業者	建設工事登録あり	対象	対象外
	建設工事登録なし	対象外	
準市内業者		対象外	
市外業者		対象外	

ＩＣカード統一化の対象業者において、今お持ちの建設工事関連業務のＩＣカードは無効となり、全ての案件において、建設工事のＩＣカードで入札を行うこととなります。

電子入札システムの利用者登録に使用する業者番号（９桁の数字）については、建設工事の番号を使用してください。なお、業者番号に変更はありません。